

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、令和5年2月15日に沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から下記のとおり争議行為を行う旨、通知がありました。

令和5年2月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事件（要求事項）
賃金等の要求に関する件
- 2 期間 令和5年3月9日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、糸満協同診療所、首里協同クリニック、浦添協同クリニック、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老人保健施設かりゆしの里、安謝高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、生協ケアセンター、株式会社メディコープおきなわ、株式会社沖縄健康企画、こくら虹薬局、みさと虹薬局、うらそえ虹薬局及びまつお虹薬局
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。